

## 新規市場開拓型ベンチャー発展支援事業 公募要領等に係る質問

No.	項目	質問内容	回答
1	【成功起業家等によるプロデューサーについて】	成功起業家等によるプロデューサーとあるが、成功起業家等は大阪在住の人物である必要性はあるか。	大阪でのベンチャーエコシステム定着にける意気込みを含め仕様書で求める内容を満たす人物であれば、大阪在住である必要性はありません。
2	【支援対象企業の募集及び審査・選定について】	支援対象企業の募集においては、支援機関の推薦を経るものとされているが、支援機関について、業種や法人種別、推薦数(1社につき1社のみの推薦)等の制約はあるか。	幅広い支援機関から、支援対象として多くのベンチャー企業が推薦されることを期待しているため、特に制約は設けていませんが、詳細については事業開始後に大阪府との協議により決定します。
3	【アクセラレーション業務について】	ネットワーク形成支援、成功起業家等によるメンタリングについて、提案書に記載する候補者本人の事前承諾は必要か。	受託事業者のネットワーク等により講師として現実に招聘できる人物を記載してください。事前に承諾を得ていただくことが望ましいですが、事前承諾がない場合は、依頼方法や関係性など、本事業に招聘可能であることをお示しください。
4	【アクセラレーション業務について】	成功起業家等によるメンタリングについて、1社あたりの実施回数や時間などの要件はあるか。	月1回以上のメンタリングを行っていただき、1回あたり1～2時間程度を想定していますが、支援対象企業とメンター双方の都合もあることから、実施回数や時間に関する要件は設けていません。方法についても、初回は面談していただき、その後は面談・オンライン面談・電話・メール等も含め、支援対象企業にとってメンタリングがより効果的となる方法で実施してください。
5	【アクセラレーション業務について】	大阪府が関西の複数の大学等と連携し、大学生を中心とした若手人材とベンチャー企業の交流、インターンを促進しており、同取組みとの連携を行うこととあるが、具体的にどのような取組みか。	大阪府では、昨年度「ベンチャー企業人材確保支援事業(O-VENT)」を実施したところです。本年度も同様の取組み(交流イベントの開催)を予定しており、支援対象企業に対しては、この交流イベント等へ参加いただくことを想定しています。取組みの詳細については以下のURLをご参照ください。 ○大阪府ホームページ <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/vbjnzaikakuho/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/vbjnzaikakuho/index.html</a> ○「O-VENT」ポータルサイト <a href="https://internshiposk.com/">https://internshiposk.com/</a>
6	【応募書類について】	判子を押印するもの以外はコピーでよいか。	コピーで構いません。
7	【応募書類について】	応募書類は郵送してもよいか。	郵送でのご提出はお受けしていませんので、ご足労ですがご持参をお願いします。
8	【応募書類について】	大阪府の入札参加資格を持っているが、省略できる書類はあるか。	省略はできません。公募要領に記載の応募書類はすべて提出してください。
9	【その他】	選定委員会でのプレゼンテーションの実施日はいつか。	5月28日(火)の午後2時からを予定しています。時間については、全体の応募件数によりスケジュールを調整するため、応募者に別途通知します。
10	【その他】	本事業の実施で得られた成果等は大阪府に帰属するとあるが、事業愛称も大阪府に帰属することになるのか。その場合、商標調査や登録等の知的財産権対策は必要か。その費用も事業費に含まれるか。	事業愛称を含め、本事業の実施で得られた成果・価値・情報等は大阪府に帰属し、著作権人格権についても受託事業者は行使しないこととします。事業愛称を作成する際には、他者の権利を侵害しないよう知的財産等に関する調査を行うとともに、作成後の権利保護にかかる対策については、大阪府と協議してください。また、これらにかかる費用一切が本事業費に含まれます。
11	【その他】	アクセラレーション業務等、本事業の実施について、他の企業や起業支援団体、シェアオフィスなどと組んでもよいか。また、これが問題ない場合、大阪府外の企業との連携も可能か。	本事業の実施については、大阪府内企業に限らず、受託事業者のネットワークを活用して最適な事業運営体制を構築してください。ただし、再委託の原則禁止規定等にご留意ください。